

国会
番号: 33/2002/QH10

ベトナム社会主義共和国
独立 – 自由 – 幸福
2002年4月2日, ハノイ

人民裁判所組織法

決議 51/2001/QH10 号に基づいて一部改正されたベトナム社会主義共和国の 1992 年憲法に基づき、
この法律は、人民裁判所の組織及び活動について規定する。

第 1 章 一般規定

第 1 条

最高人民裁判所、各地方人民裁判所、各軍事裁判所及びその他の法律の規定に基づく裁判所は、ベトナム社会主義共和国の審理機関である。裁判所は、刑事、民事、婚姻及び家庭、労働、経済、行政事件を審理し、法律の規定に従いその他の事件を解決する。その機能の範囲内において、裁判所は、社会主義法制を防御し、社会主義体制及び人民の主導権を防御し、国家、集団の財産を防御し、公民の生命、財産、自由、名誉及び人品を防御する。その活動を通じて、裁判所は、公民が、祖国に対して忠誠心を持ち、法律を厳正に執行し、社会生活の規則を尊重し、犯罪その他の法律違反に対する闘争・予防・撲滅の意識するように教育することに貢献する。

第 2 条

ベトナム社会主義共和国において、以下の各裁判所がある。

1. 最高人民裁判所
2. 省、中央直轄市の裁判所
3. 県、社、省直轄市の裁判所
4. 軍事裁判所
5. 法律に定めによるその他の裁判所

第 3 条

裁判官の任命制度は各級の各裁判所について実現される。人民参審員の任命制度は各地方人民裁判所について実現される。軍人参審員の指名制度は、軍区及び同等の軍事裁判所、区域の軍事裁判所について実現される。

第 4 条

訴訟法の規定に従い、人民裁判所の審理は人民参審員が参加し、軍事裁判所の審理は軍人参審員が参加する。審理の時、参審員は裁判官と同等である。

第 5 条

審理の時、裁判官と参審員は独立し法律のみに従う。

第 6 条

裁判所は集団で審理し多数決により決定する。各級における審理を行う審理合議体の構成は、訴訟法の規定に基づく。

第 7 条

裁判所は、審理を公開する。国家秘密、民族の美德を維持し又は当事者の秘密をその者の正当な要求により保持するために審理を非公開とする必要がある場合を除く。

第 8 条

裁判所は、公民は、男女、民族、信仰、宗教、社会身分、社会地位の区別なく法律の前に平等であるという原則に従い審理する。個人、機関、組織、人民武装単位、すべての経済成分に属する生産、経営組織は、法律の前に平等である。

第 9 条

裁判所は、被告人の弁護権、当事者の正当な権利利益を防御する権利を保証する。

第 10 条

裁判所は、訴訟参加人が、裁判所の前で自身の民族の話し言葉、書き言葉を使用する権利を保証する。

第 11 条

1. 裁判所は、二階級審理制度を実現する。訴訟法の規定に基づく期限内に控訴、異議申立てがなかった第一審の判決、決定は、法的効力を有する。控訴、異議申立てがあった第一審の判決、決定については、事件は控訴審の審理を受ける。控訴審の判決、決定は法的効力を有する。
2. 法的効力が生じたが、法律違反又は新しい事情があることが発見された裁判所の判決、決定は、訴訟法の規定に基づく監督審又は再審の順序に従い再び審理される。

第 12 条

法的効力が生じた裁判所の判決、決定は、国家機関、政治組織、政治社会組織、社会組織、社会職業組織、経済組織、人民武装単位及びすべての者から尊重されなければならない。裁判所の判決、決定を執行する義務のある個人、機関、組織は、厳正に執行しなければならない。その機能の範囲内において、裁判所の判決、決定の執行の任務を委託された人民裁判所及び機関、組織は、厳正に執行し、その任務の実現することについて法律の前に責任を引き受けなければならない。

第 13 条

必要な場合には、判決、決定を出すとともに、裁判所は、関連する機関、組織に対して、その機関、組織における犯罪、法律違反を発生させてい

る原因、条件を克服する措置を適用するよう要求する建議をする。建議を受けた機関、組織は実現を研究する責任があり、建議を受けた日から30日の期限内に、そのことについて裁判所に対して報告しなければならない。

第14条

裁判所は、公判期日において教育効果を発揮し、裁判所の判決、決定の執行について有利な条件を作る中で、国家機関、祖国戦線委員会及び戦線の成員組織、その他の社会組織、経済組織、人民武装単位と調整する。

第15条

裁判所は、検察院、公安、探査、司法機関その他の関連機関、祖国戦線委員会及び戦線の成員組織、人民戦線単位とともに政策、犯罪及びその他の法律違反の予防及び対抗するための政策及び措置を研究し実現する。

第16条

最高人民裁判所長官は、国会の前に責任を引き受け、仕事の報告をする。国会が開かれぬ時間中は、国会常務委員会及び国家主席の前に責任を引き受け、仕事の報告をする。国会代表の質問に返答する。地方人民裁判所長官は、同級の人民評議会の前に責任を引き受け、仕事の報告をする。人民評議会代表の質問に返答する。

第17条

1. 最高人民裁判所は、地方人民裁判所を、地方の人民評議会と密接に調整する組織となるよう管理する。
2. 最高人民裁判所は、軍事裁判所を、国防省と密接に調整する組織となるよう管理する。
3. 最高人民裁判所と地方の人民評議会との間の調整、最高人民裁判所及び国防省の間の地方人民裁判所の管理、軍事裁判所の組織について調整する規制は、国会常務委員会の規定に基づく。

第2章 最高人民裁判所

第18条

1. 最高人民裁判所は、ベトナム社会主義共和国の最高の審理機関である。
2. 最高人民裁判所の組織構造は以下のものを含む。
 - a) 最高人民裁判所裁判官評議会
 - b) 中央軍事裁判所、刑事法廷、民事法廷、経済法廷、労働法廷、行政法廷及び最高人民裁判所控訴審法廷；必要な場合には国会常務委員会が、最高人民裁判所長官の提議に従いその他の専門法廷の設立を決定する。
 - c) 事務を補佐する機構
3. 最高人民裁判所には、長官、副長官、裁判官、裁判所書記官を置く。

第19条

- 最高人民裁判所は以下の任務と権限を有する。
1. 裁判所が法律を統一的に適用するための指導を行い、裁判所の審理の経験を総括する。
 2. 各級の裁判所の審理を監督する。特別裁判所及びその他の裁判所の審理を監督する。その裁判所の設立時に別に規定している場合を除く。
 3. 法律の規定に従い、国会に法律草案を提出し、国会常務委員会に法律草案を提出する。

第20条

最高人民裁判所は以下の審理の管轄権を有する。

1. 法的効力が生じた判決、決定であって訴訟法の規定に従い異議申立てがあった事件の監督審、再審
2. 法的効力がまだ生じていない直近下級裁判所の第一審の判決、決定であって、訴訟法の規定に従い控訴、異議申立てがあった事件の控訴審

第21条

1. 最高人民裁判所裁判官評議会は監督審、再審手続に従った最高の審理機関かつ裁判所が法律を統一的に適用するための指導を行う機関である。
2. 最高人民裁判所裁判官評議会は以下のものを含む。
 - a) 最高人民裁判所長官、副長官
 - b) 最高人民裁判所長官の提議に従った国会常務委員会の決定に基づく最高人民裁判所裁判官の一部
3. 最高人民裁判所裁判官評議会の構成員の総数は17人を超えることはできない。

第22条

1. 最高人民裁判所裁判官評議会は以下の任務と権限を有する。
 - a) 法的効力が生じた判決、決定であって訴訟法の規定に従い異議申立てがあった事件の監督審、再審
 - b) 裁判所が法律を統一的に適用するための指導
 - c) 審理の経験の総括
 - d) 国会、国会常務委員及び国家主席に提出する裁判所の活動に関する最高人民裁判所長官の報告の承認
 - e) 国会に提出する法律草案、国会常務委員会に提出する法令草案の準備
2. 最高人民裁判所裁判官評議会の会議期日には、少なくとも総数の3分の2が参加しなければならない。最高人民裁判所裁判官評議会の決定は、構成員総数の過半数の賛成の投票がなければならない。
最高検察院院長、司法省大臣は、最高人民裁判所裁判官評議会の会議期日において、法律の適用の指導に関する討論をするときには、これに参加する責任がある。

第23条

1. 最高人民裁判所の刑事法廷、民事法廷、経済法廷、労働法廷及び行政法廷には、裁判長、副裁判長、裁判官、裁判所書記官を置く。
2. 最高人民裁判所の刑事法廷、民事法廷、経済法廷、労働法廷及び行政法廷は、法的効力が生じた判決、決定であって訴訟法の規定に従い異議申立てがあった事件の監督審、再審を行う。

第24条

1. 最高人民裁判所控訴審法廷には、裁判長、副長官、裁判官、裁判所書記官を置く。
2. 最高人民裁判所控訴審法廷は以下の任務と権限を有する。
 - a) 法的効力がまだ生じていない直近下級裁判所の第一審の判決、決定であって、訴訟法の規定に従い控訴、異議申立てがあった事件の控訴審
 - b) 省、中央直轄市の人民裁判所の法律の規定に従った破産宣告に関する決定に対する不服申立ての解決
 - c) 省、中央直轄市の人民裁判所の法律の規定に従った労働争議の解決に関する決定に対する不服申立ての解決

第25条

最高人民裁判所長官は以下の任務と権限を有する。

1. 最高人民裁判所の審理活動の組織
2. 最高人民裁判所裁判官評議会の会議期日の主催

¹ SPC内に置かれている国際協力部といった部局や裁判理論研究所などの機関を指す。

3. 訴訟法の規定に従った各級裁判所の法的効力が生じた判決，決定に対する監督審，再審手続に従った異議申立て
4. 死刑判決を言い渡された者が減刑を求めた場合の国家主席への意見の提出
5. 専門法廷の裁判長，副裁判長，最高人民裁判所の部長，副部長その他の職務の任命，免任，罷免。最高人民裁判所の副長官，裁判官を除く。
6. 裁判官指名評議会の提議に従った地方人民裁判所，軍区及び同等の軍事裁判所，区域の軍事裁判所の裁判官の選任，免任，罷免。
7. 地方の人民評議会当番の合意を得た後に地方人民裁判所の長官，副長官を選任，免任，罷免する。国防省大臣の合意を得た後に軍区及び同等の軍事裁判所，区域の軍事裁判所の長官，副長官を選任，免任，罷免する。
8. 裁判所の裁判官，参審員及び役人のための専門的な訓練の組織
9. 国会，国会常務委員及び国家主席の前での裁判所の活動についての報告
10. 最高人民裁判所が国会及び国会常務委員会に提出することになる法律，法令草案の起草の指示
11. 最高人民裁判所，地方人民裁判所の事務を補佐する機構を規定し，国会常務委員会の承諾を得るために提出する。国防省大臣の合意を得た後に軍事裁判所の事務を補佐する機構を規定し，国会常務委員会の承諾を得るために提出する。
12. 予算に関する法律の規定を正しく保証し，法律の規定に従ったその他の活動を実現するために裁判所の責任の範囲内で経費の管理及び使用の検査を組織する。

第26条

最高人民裁判所副長官は，長官の仕事の割り当てに従い長官の任務遂行を助ける。長官が欠席の時，長官から委任を受けた副長官は代表して裁判所の活動を指導する。副長官は与えられた任務について長官の前に責任を引き受ける。

第3章 地方人民裁判所

A 項 省，中央直轄市の人民裁判所

第27条

1. 省，中央直轄市の人民裁判所の組織構造は以下のものを含む。
 - a) 裁判官委員会
 - b) 刑事法廷，民事法廷，経済法廷，労働法廷，行政法廷；必要な場合には国会常務委員会が，最高人民裁判所長官の提議に従いその他の専門法廷の設立を決定する。
 - c) 事務を補佐する機構
2. 省，中央直轄市の人民裁判所には，長官，副長官，裁判官，人民参審員，裁判所書記官を置く。

第28条

省，中央直轄市の人民裁判所は以下の管轄権を有する。

1. 訴訟法の規定に従った事件の第一審
2. 法的効力がまだ生じていない直近下級裁判所の第一審の判決，決定であって訴訟法の規定に従い控訴，異議申立てがあった事件の控訴審
3. 法的効力が生じた直近下級裁判所の判決，決定であって訴訟法の規定に従い異議申立てがあった事件の監督審，再審
4. 法律に従ったその他の事件の解決

第29条

1. 省，中央直轄市の人民裁判所の裁判官委員会は以下のものを含む。

- a) 省，中央直轄市の人民裁判所の長官，副長官
 - b) 省，中央直轄市の人民裁判所の長官の提議に従った最高人民裁判所長官の決定に基づく省，中央直轄市の人民裁判所裁判官の一部
- 省，中央直轄市の人民裁判所の裁判官委員会の構成員の総数は9人を超えることはできない。
2. 省，中央直轄市の人民裁判所の裁判官委員会は以下の任務と権限を有する。
 - a) 法的効力が生じた下級裁判所の判決，決定であって異議申立てがあった事件の監督審，再審
 - b) 自身の裁判所及び下級裁判所において法律を統一的に適用することの保証
 - c) 審理の経験の総括
 - d) 同級の人民評議会及び最高人民裁判所の前に報告するための地方における裁判所の活動に関する省，中央直轄市の人民裁判所の長官の報告の承認
 3. 省，中央直轄市の人民裁判所裁判官の裁判官委員会の会議期日には，少なくとも総数の3分の2が参加しなければならぬ。省，中央直轄市の人民裁判所の裁判官委員会の決定は，構成員総数の過半数の賛成の投票がなければならぬ。

第30条

1. 省，中央直轄市の人民裁判所の専門法廷には，裁判長，副裁判長，裁判官，裁判所書記官を置く。
2. 省，中央直轄市の人民裁判所の刑事法廷，民事法廷，行政法廷は以下の任務と権限を有する。
 - a) 訴訟法の規定に従った事件の第一審
 - b) 法的効力がまだ生じていない直近下級裁判所の第一審の判決，決定であって訴訟法の規定に従い控訴，異議申立てがあった事件の控訴審
3. 省，中央直轄市の人民裁判所の経済法廷は以下の任務と権限を有する。
 - a) 訴訟法の規定に従った経済事件の第一審
 - b) 法的効力がまだ生じていない直近下級裁判所の第一審の判決，決定であって訴訟法の規定に従い控訴，異議申立てがあった経済事件の控訴審
4. 省，中央直轄市の人民裁判所の労働法廷は以下の任務と権限を有する。
 - a) 訴訟法の規定に従った労働事件の第一審
 - b) 法的効力がまだ生じていない直近下級裁判所の第一審の判決，決定であって訴訟法の規定に従い控訴，異議申立てがあった労働事件の控訴審
 - c) 法律の規定に従った労働争議の解決

第31条

1. 省，中央直轄市の人民裁判所の長官は以下の任務と権限を有する。
 - a) 審理活動の組織
 - b) 裁判官委員会の会議期日の主催
 - c) 訴訟法の規定に従った下級裁判所の法的効力が生じた判決，決定に対する監督審，再審手続に従った異議申立て
 - d) 各専門裁判所の裁判長，副裁判長及び自身の裁判所のその他の職務の任命，免責，罷免。副長官，裁判官を除く。
 - e) 自身及び下級の裁判所の裁判官，参審員及び役人のための専門的な訓練の組織
 - f) 同級の人民評議会及び最高人民裁判所に対する地方の裁判所の活動についての報告
 - g) 法律の規定に従ったその他の活動の実現
2. 省，中央直轄市の裁判所の副長官は，長官の仕事の割り当てに従い長官の任務遂行を助ける。長官が欠席の時，長官から委任を受けた副長官は代表して地方の裁判所の活動を指導する。副長官は

与えられた任務について長官の前に責任を引き受ける。

B 項 県、区、社、省直轄市の人民裁判所

第 32 条

1. 県、区、社、省直轄市の人民裁判所には、長官、1 人又は 2 人の副長官、裁判官、人民参審員、裁判所書記官を置く。
2. 県、区、社、省直轄市の人民裁判所は訴訟法の規定に従った事件の第一審の管轄権を有する。

第 33 条

1. 県、区、社、省直轄市の人民裁判所は以下の任務と権限を有する。
 - a) 審理活動及び法律の規定に従ったその他の活動の組織
 - b) 同級の人民評議会及び直近上級裁判所への活動の報告
2. 副長官は、長官の仕事の割り当てに従い長官の任務遂行を助け、与えられた任務について長官の前に責任を引き受ける。

第 4 章 軍事裁判所

第 34 条

1. 軍事裁判所は、被告が現役の軍人である事件その他法律の規定に従った他の事件を審理するためにベトナム人民軍の中に組織される。
2. 軍事裁判所は以下のものを含む。
 - a) 中央軍事裁判所
 - b) 軍区及び同等の軍事裁判所
 - c) 区域の軍事裁判所
3. 軍人、軍事裁判所に勤務する公務員及び国防の労働者は、軍の制度に従った権利及び義務を有し、裁判所と同等の報酬制度を享受することができる。

第 35 条

1. 中央軍事裁判所には、長官、副長官、裁判官、裁判所書記官を置く。
中央軍事裁判所の長官は、最高人民裁判所の副長官、中央軍事裁判所の裁判官は最高人民裁判所の裁判官とする。
2. 軍区及び同等の軍事裁判所には、裁判長、副裁判長、裁判官、裁判所書記官を置く。
3. 区域の軍事裁判所には、裁判長、副裁判長、裁判官、軍民参審員、裁判所書記官を置く。

第 36 条

軍事裁判所の組織及び活動は国会常務委員会による規定に基づく。

第 5 章 裁判官及び参審員

第 37 条

1. ベトナム公民であって、祖国及びベトナム社会主義共和国憲法に対して忠誠心を持ち、良い品質、道徳を備え、清廉潔白で忠実であり、社会主義法制を断固として防衛する精神を持ち、法学士を取得し、審理業務についての訓練を受けており、法律の規定に従った実務活動に従事した時間があり、審理を行う能力を備え、任された業務の完遂を保証する健康状態の者は、裁判官に選任及び任命されることができる。
2. ベトナム公民であって、祖国及びベトナム社会主義共和国憲法に対して忠誠心を持ち、良い品質、道徳を備え、清廉潔白で忠実であり、法学の見識を持ち、社会主義法制を断固として防衛する精

神を持ち、任された業務の完遂を保証する健康状態の者は、参審員に選ばれ及び指名されることができる。

3. 裁判官、参審員は自身の任務、権限の実現について法律の前に責任を負い、法律の規定に従い仕事の秘密を保持しなければならない。もし法律違反の行為があった場合は、その違反の性質、程度によって、規律処理され、法律の規定に従って刑事責任を追及される。
4. 裁判官、参審員は、自身の任務、権限を実現するにあたり損害を生じさせたときは、審理の任務を実現した裁判官、参審員がいる裁判所は、賠償責任を負わなければならないが、損害を生じさせた裁判官、参審員は法律の規定に従い裁判所に賠償しなければならない。
5. 全級の裁判所の裁判官、参審員の具体的な基準、裁判官の選任、任命、免任、罷免、参審員の選任、指名、免任、罷免、裁判官、参審員の権限及び任務は、国会常務委員会の規定に基づく。

第 38 条

裁判官、参審員は、人民を尊重し、人民の監察を引き受けなければならない。

裁判官、参審員は、自己の任務、権限を実現するときに、国家機関、祖国戦線委員会及び戦線の構成員である組織、その他の社会組織、経済組織、人民及び公民武装単位と連携することができる。

裁判官、参審員の任務の実現を阻止するすべての行為は厳禁する。

第 39 条

裁判官の職に任命されるためのこの法律の 37 条 1 項に規定する基準を十分満たす者は、裁判官選任評議会による選任及び提議を受けなければならない。

裁判官選任評議会の組織及び活動、裁判官選任評議会及び最高人民裁判所長官との関係は、国会常務委員会の規定に基づく。

第 40 条

1. 最高人民裁判所長官は、国家主席の提議に従い、国会により選任、免任、罷免される。
最高人民裁判所長官の任期は、国会の任期に従う。国会の任期が終了したときに、最高人民裁判所長官は、新しい国会が新しい長官を選任する時まで、任務の遂行を継続する。
2. 最高人民裁判所副長官及び裁判官、中央軍事裁判所の長官、副長官は、国家主席により選任、免任、罷免される。
3. 地方人民裁判所、軍区及び同等の軍事裁判所、区域の軍事裁判所の裁判官は、各裁判官選任評議会の提議に従い最高人民裁判所長官により選任、免任、罷免される。
4. 地方人民裁判所の長官、副長官の選任、免任は、地方の人民評議会当番の合意を得た後、最高人民裁判所長官が行う。軍区及び同等の軍事裁判所、区域の軍事裁判所の長官、副長官の選任、免任、罷免は国防省大臣の合意を得た後、最高人民裁判所長官が行う。
5. 最高人民裁判所の副長官及び裁判官、地方人民裁判所、軍事裁判所の長官、副長官及び裁判官の任期は、5 年とする。

第 41 条

1. 地方人民裁判所の人民参審員は、同級の祖国戦線委員会の紹介に従い同級の人民評議会により選ばれ、同級の祖国戦線委員会の合意を得た後に同級の人民裁判所の長官の提議に従い人民評議会により免任、罷免される。
2. 軍区及び同等の軍事裁判所の軍民参審員は、軍区の政治機関、軍団、軍務、総局又は同等機関の紹介に従いベトナム人民軍政治総局主任により選任され、軍区の政治機関、軍団、軍務、総局又は同等機関の合意を得た後に、軍区及び同等の軍事裁判所の長官の提議に従いベトナム人民軍政治総局主任により免任、罷免される。
3. 区域の軍事裁判所の軍民参審員は、政治師団機関又は同等機関の

紹介に従い、軍区の政治主任、軍団、総局又は同等機関により選任され、政治師団機関又は同等機関の合意を得た後に、区域の軍事裁判所の長官の提議に従い軍区の政治主任、軍団、総局又は同等機関により免任、罷免される。

4. 軍民参審員の任期は5年とする。
5. 地方人民裁判所の軍民参審員の任期は同級の人民評議会の任期に従う。
6. 人民参審員及び軍民参審員の管理は国会常務委員会の規定に基づく。

第42条

1. 最高人民裁判所の裁判官の人数、地方人民裁判所の裁判官及び人民参審員の人数は最高人民裁判所長官の提議に従い国会常務委員会の決定に基づく。
2. 軍事裁判所の裁判官及び軍民参審員の人数は、国防省大臣の合意を得た後に最高人民裁判所長官の提議に従い国会常務委員会の決定に基づく。

第43条

国家機関、人民武装単位、経済組織、社会組織は、人民参審員に指名・選任された者がいる場合には、参審員が審理の任務をするための条件を作る責任がある。
参審員は、審理の任務を行うに当たり、専門的な訓練を受け、制服を支給され、報酬を享受する。

第6章 裁判所の活動の保証

第44条

裁判所の役人、公務員についての給料、報酬、証明書、制服に関する制度、裁判官についての特別待遇制度は、国会常務委員会の規定に基づく。

第45条

1. 最高人民裁判所及び地方人民裁判所の総編制は最高人民裁判所長

官の提議に従い国会常務委員会の決定に基づく。

2. 中央軍事裁判所及び軍区及び同等の軍事裁判所、区域の軍事裁判所の総編制は国防省大臣の合意を得た後、最高人民裁判所長官の提議に従い国会常務委員会の決定に基づく。
最高人民裁判所長官は、軍区及び同等の軍事裁判所、区域の軍事裁判所のための編制を規定するにあたり、国防省大臣と密接に調整する。

第46条

1. 最高人民裁判所、地方人民裁判所の活動経費は、最高人民裁判所が、見積もりを作成し、決定する国会に提出するよう政府に提議する。
2. 軍事裁判所の活動経費は、国防省が、最高人民裁判所と調整して、見積もりを作成し、決定する国会に提出するよう政府に提議する。
3. 経費の管理、分配、使用は国家予算についての法律に従って実現される。
4. 国家は、人民裁判所が自身の機能、任務を良く実現することを保証するための通信技術及びその他の方法の発展に投資することを優先する。

第47条

公安機関は、被告を引致し最高人民裁判所及び地方人民裁判所の公判期日を防御する任務がある。
軍隊の防衛勢力は被告を引致し軍事裁判所の公判期日を防御する任務がある。

第7章 施行条項

第48条

この法律は、1993年12月28日及び1995年10月28日の人民裁判所組織法の一部の条項を修正、補充する法律に従い修正、補充された1992年10月6日の人民裁判所組織法に代わる。
この法律に反する従前の規定は排除する。

この法律は、2002年4月2日にベトナム社会主義共和国第10会期、第11会議において承認された。

国会議長

〈署名〉

グエン・バン・アン